

平成25年5月28日  
文化庁記念物課

## イコモス勧告で指摘された主な課題について(鎌倉)

- 「武家の古都・鎌倉」については、社寺等で証明される武家の精神的・文化的な側面は特徴的なものであると評価されているものの、それ以外の要素については現在の構成資産では物的証拠が不十分とされた。

### 【構成資産について】

- ・「鎌倉」の防御的な構造が独自性を持つものであるとしても、それ自体は顕著なものとは言えず、更に幕府の権力と中世都市としての発展の物証が、社寺を除いて極めて限られている。

### 【普遍的価値の証明について】

- ・「鎌倉」が歴史的に特筆すべき重要性を持っていたとしても、今日残されている物証では、顕著な普遍的価値が証明されていない。

### 【完全性について】

- ・「完全性」については、社寺及びその庭園では比較的良く、防御的な性質は切通しで表現されているが、景観における完全性については、至るところで都会的環境により弱くなっている。さらに鎌倉の中世都市としての経済的・社会的な機能は、非常に脆弱な状態にある港の跡にしか見られない。

### 【真実性について】

- ・「真実性」は満たされているが、港跡や切通しの保全状況には課題がある。

### 【適用基準について】

- 「基準 iii」については、政治的・文化的特徴を持つ鎌倉幕府や鎌倉が果たした役割は歴史的に特徴あるものとして認められるが、基準は完全性の欠如から十分に証明されていない。武家文化の精神的な側面は証明されているものの、防御的な要素の側面は傑出性が部分的で、都市的な要素等については傑出性が認められない。
- 「基準 iv」については、鎌倉の防御的特色をもった地形は、独自のものではあるが、顕著な普遍的価値を持つものとはまでは言えない。また、景観や各資産は国レベルの重要性を有するとは認められるものの、比較検討の観点から、顕著な普遍的価値を有することが証明されていない。